

平成29年度木更津市社会教育委員会議臨時会 会議録

1 会議名 平成29年度木更津市社会教育委員会議臨時会

2 開催日時 平成29年6月5日(月)午後2時～5時

3 開催場所 木更津市役所朝日庁舎 会議室A1

4 出席者名

委員：佐藤千明、鉢村美幸、平田和世、榛澤敦子、板垣 勲、安藤順子、白石和義、鶴岡俊之、中村みどり、城戸富貴、吉田裕子、橋本ミチ子、蘇我芳草、李程英、地曳昭裕、内田慎一郎、石村比呂美、熊本秀樹(18名)

事務局：高澤茂夫教育長、堀切由彦教育部長、岩埜伸二教育部次長、

秋元淳生涯学習課長、池田ゆかり主幹、鈴木和代副主幹、秋川裕也事務員(7名)

*議題(1)の博物館についての説明のため、山口参事兼文化課長出席

5 協議事項

(1) 使用料の見直しについて

(2) その他

6 会議の公開・非公開の別及び傍聴人の数 公開・傍聴人なし

7 資料

① 平成28年度木更津市社会教育委員会議臨時会次第

② 社会教育施設における使用料の見直しについて(公民館)

③ 社会教育施設における使用料・手数料の見直しについて(郷土博物館金のすず)

④ 木更津市立公民館設置及び管理運営条例 別表(素案)

⑤ 社会教育施設における使用料の見直しについて(木更津市少年自然の家キャンプ場)

⑥ 社会教育施設における使用料の見直しについて(清見台コミュニティセンター附属体育館)

⑦ 使用料についての考え方(協議のための補足参考資料)

⑧ 公民館使用料仮計算表

8 会議の内容

事務局 ただ今より、木更津市社会教育委員の委嘱状の交付を行います。

秋元課長 それでは、お名前をお呼びいたしますので、恐縮ですが自席にてご起立下さ

る様お願い申し上げます。

委嘱状授与—高澤教育長

介添え—堀切部長

名前読み上げ—秋元課長

鶴岡俊之（つるおか としゆき）様

事務局 ありがとうございます。以上をもちまして委嘱状交付を終了いたします。
それでは、ここで新しく委員になられた鶴岡委員から自己紹介をお願いいたします。

鶴岡委員 自己紹介

事務局 それでは、これより平成29年度木更津市社会教育委員会議臨時会を開催いたします。委員18名中、出席者は18名でございます。従いまして、社会教育委員会議運営規則第3条第2項の規定により、委員の2分の1以上の出席がございますので、本日の会議は成立しております。

なお、本会議は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例により公開されております。本日の傍聴人はおりません。以上報告いたします。

それでは、始めに、内田議長よりご挨拶をお願いいたします。

内田議長 お忙しいところ、臨時会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日は使用料についてを協議する臨時会となります。

皆様にじっくりと協議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

事務局 続きまして、高澤教育長よりご挨拶を申し上げます。

高澤教育長 お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

第1回の定例会で説明をさせていただきましたが、時間もなかったということもございましたし、あとに続く日程等もございますので、大変お忙しい中臨時会ということでお集まりいただきました。

皆さんに議論いただいております使用料については、市民の皆さんの興味関心が高い内容でもございますので、今回の議会の一般質問でも質問を頂戴しています。かねてから公民館の使用料についてはご意見等頂戴してきたわけですが、今回の使用料の見直しにつきましては、公民館以外にも、郷土博物館金のすずや少年自然の家キャンプ場、清見台コミュニティセンター附属体育館も対象となります。本日は公民館使用料が中心になりますが、他の施設についてもご意見を伺いたいと思います。忌憚のないご意見をいただいて、教育委員会としての方向性を定めていきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは協議に入ってまいります。

今後の進行につきましては、木更津市社会教育委員会議運営規則第2条第

4項により議長をお願いいたします。内田議長よろしく申し上げます。

内田議長 それでは、ただ今より、平成29年度 木更津市社会教育委員会議臨時会を開催いたします。本日は「使用料の見直し」について協議いたします。

本件については第1回定例会で、これまでの経過、教育委員会の方針、具体的な料金設定の内容についての概要をご説明いただきましたが、時間の関係で皆様の意見を十分に伺うことができませんでした。大変重要な案件でございますので、この臨時会でさらに協議してまいります。

今回の使用料の見直しについては、公民館だけではなく、教育関連施設すべてが対象となっております。本日はまず、郷土博物館金のすずの使用料の見直しについて、文化課長よりご説明いただきます。

山口文化課長 **説明**

内田議長 ありがとうございます。この件について、ご意見ご質問等がありますか。別に定めるということで、コピー代が10円になるということです。

山口文化課長 今の料金は、市役所内が10円ですので10円ということです。

内田議長 他にないようでしたら、郷土博物館金のすずについての協議は終了いたします。山口課長ありがとうございました。

*山口課長退席

内田議長 続いて、生涯学習課所管の木更津市少年自然の家キャンプ場、清見台コミュニティセンター附属体育館、公民館の順番で協議いたします。

まず、はじめに、木更津市少年自然の家キャンプ場について、事務局よりご説明をお願いいたします。

秋元課長 **説明**

内田議長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

榛澤委員 市子連に加入していない団体は全部有料ということですか。

秋元課長 5月9日の会議資料にも載せてありますが、教育委員会規則で定める青少年育成団体、例えば市の子ども会育成連絡協議会に未加入であっても、青少年健全育成を主たる目的とし、同団体に準ずる活動をしている団体は使用料を減免することができますとなっておりますので、無料です。

内田議長 他にはよろしいでしょうか。

では続きまして、清見台コミュニティセンター附属体育館についてご説明をお願いいたします。

秋元課長 **説明**

内田議長 清見台コミュニティセンター附属体育館についてご説明がありました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします

ないようでしたら、つぎに公民館について協議いたします。

資料につきましては、第1回定例会に配布いただいたものと大きく変わり

はないとのことですが、若干の数字の訂正もあったとのことですから、その修正点も含め再度概要の説明を事務局よりお願いいたします。

その後、意見交換、協議をいたします。これまでの議論、これからの公民館のあり方を踏まえて皆さんで考えてまいりたいと思います

それでは、ご説明をお願いいたします。

秋元課長
内田議長

説明

課長からいろいろと説明がございました。大きく分けて、「料金設定について」「部屋の区分について」「免除基準について」です。

まず料金設定の考え方についてです。これは前回からお話がありましたので、皆さんも理解はしておられると思いますが、この考え方について、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

安藤委員

料金設定のお話の前に、説明の「これまでの経過の中で」で、岩根公民館サークル連絡協議会が要望書を市長に提出したとありました。それで終わったのかと思いましたが、岩根公民館の有志の方が「公民館の有料化をやめてください」という署名活動を始めています。私は社会教育委員として公民館の長い将来を考え、有料化するなら有意義な有料化をという立場ですが、地元で署名運動をしているので、そういう活動をしている人もいるということをご案内いたします。

料金設定については、知り合いの人が毎週水曜日の10時から12時に中央公民館体育室で活動しているインディアカサークルの場合で考えてみました。体育室は1時間500円なので、2時間で1,000円。10名で活動しているとすると、1回一人100円。月4回だとすると400円。年間にしてみると4,800円です。高いと思う人もいるのではないかと思います。

でも、100円、200円の部屋が一番多く、一人当たりの負担は少ないので、これが公民館のためになるのであれば、よいかと思いました。

むしろ、この集めたお金をどう使うのかが問題で、財源が本当に特定財源なのか、特定財源になったとして、全体の予算が削減されたりはしないのか、そちらのほうに興味があります。明日公運審もあると思いますが、公運審はもっと個別的で具体的なことを考えていると思います。社会教育委員会議では市全体の利益について考えるということで、私もそうしたいと思うのですが、料金に関しては、具体的に考えないとわからないので、これが高いのか安いのか一概には言えないと思います。

最初に有料化について議論したときに、高齢者が公民館の利用者の70%を超えるというお話でした。年金暮らしの人が100円でも、200円でも徴収されるというのはどうなのか、ということも皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

内田議長 質問というよりは皆さんの意見を聞いてみたいということですね。特定財源については改めて、課長にお聞きしてみたいと思います。課長お願いいたします。

秋元課長 皆さんからいただいた使用料については、公民館予算に充てる歳入としたいと考えています。以前から会議の場でもお話していますが、皆さんからいただいた使用料の一部になるかもしれませんが、目に見える形で、公民館のために使っていけるようにしたいと考えております。先般、教育長からも担当課に重ねて話していただいています。

安藤委員 お聞きしていると、2,000万円使用料収入があつて、その一部が特定財源になったとして、公民館の予算としては割合が変わっただけで、増えないですよ。

秋元課長 教育委員会としては増えるようお願いしていきたいと思っています。

内田議長 そのへんを頑張っていただけるとのことですね。

地曳委員 有料化の前提が、使用料として徴収したものを公民館に投入するということだったと思うのですが。全額が充てられると自分は理解していました。最初の話と違うと思うのですが。

使用料のうち何割りは、公民館ではないところに使われるということを中心にきちんと説明する義務があると思います。

今までは公民館を運営するにあたって一般財源から充てていて市民に負担をかけていたということも含めて、利用者に等しく知らせなければならないと思います。委員の皆さんは、払った使用料の一部しか公民館に有効利用されないということを理解して賛成されたのでしょうか。自分は最初のイメージとだいぶ違うような気がしています。

内田議長 整理しますと、安藤さんの話と地曳さんの話はリンクしていると思いますが、安藤さんが言ったことは使用料が特定財源として入っても、そのぶん一般財源が減らされるという懸念があるということですね。地曳さんのお考えは使用料収入として入ってきたものについてはその全部を公民館のために使うべきということ。

少し皆さん頭の中でごちゃごちゃしていると思うので、そのあたりを説明していただければでしょうか。

秋元課長 例えば、今まで1億円予算があつたとして、使用料が2,000万円入ると、1億2,000万円になるということではないということです。ただ2,000万円のうちのなるべく多くの金額を公民館に使えるようにしていきたいと考えています。

岩埜次長 現状で、公民館の維持管理にかかる金額が1億円。それに使用料が使われます。そこにプラスアルファとして目に見える形で増やしてほしいと首長部局

にはお願いしていきます。

地曳委員 少なくとも使用料として入る2,000万円の使い道がしっかりわかるようにしないといけない、ということです。徴収する公民館職員が徴収される側に説明できないといけない。そこが一番気になる場所ですから明らかにしていただきたい。

岩埜次長 財源構成として今まで一般財源として1億円出ていたものが、使用料で維持管理費を充てるわけですが、それだけでは利用者の目に見えないので、目に見える形にするということをお願いしているということです。

内田議長 地曳さんがおっしゃりたいことは、2,000万円という収入がどういう形で使われているのか明記してほしいということですね。例えば2,000万円の使用料が入ったとして、そのぶん一般財源の1億円を8,000万円に圧縮することができ、(使用料をとることで、市に)貢献できるということだったと思うのですが。

地曳委員 内訳をはっきりしてほしいということです。市政だよりなどで、税金がどのように使われていますよということが説明されていますが、それと同じようなことを公民館職員もわかって、説明できるようではないと。

内田議長 今すぐにはお答えできないと思いますが、ただ今日が協議の最後なので。

秋元課長 例えば歳入のうち、使用料収入がいくら、歳出について、人件費はいくら、消耗品、光熱費はいくら、というのは出せますので、できるだけ目に見える形で報告したいと思います。

内田議長 そういうことを、公民館職員が説明できるようにということですね。

地曳委員 使用料の2,000万円をこういうふうに使っていますよというのを公民館職員が言えるようにしないといけないと思います。

堀切部長 少し混乱しているようですが、わかりやすく言いますと、今公民館を運営していくのに1億円かかっているとします。現在は税金、つまり一般財源が全部充てられているわけですが、今回使用料を頂戴して、そこに充てましょうということです。ただ1億円全部だと負担が大きいので、25%相当を皆さんにご負担いただけないでしょうかと。

使用料収入が2,000万円くらいになるだろうとしていますが、その時歳出で光熱費、通常の修繕等で1億円かかっているうちの2,000万円を使用料で負担いただき、残り8,000万円については従来通り税金で負担していきますということです。そのあたりの説明は今後決算等が出る中で、公民館を運営するのにこれだけ必要で、使用料としていただいている部分はこの部分ですということはお示しできると思います。

1億円というのは今までやってきたもので1億円かかっていますということで、今回は新たに使用料をいただいて2,000万円をいただいて、単純に

光熱費に充ててしまえば、従来とすべて同じ形になる。それでは困ると。そうではなくて、2,000万円いただいたのだから、いくらかでも1億円に上乘せできるような形で、違うことができるような予算がいただけないかと、財政当局と協議しているところです。

高澤教育長 安藤委員がおっしゃったのは、1億円いただいでいて、仮に2,000万円入ったのであれば、今まであった1億円を8,000万円にして、2,000万円をそこに埋めて、そうすれば予算は同じままだということで、使用料を取る意味がなくなるということですよ。

地曳委員は2,000万円がすべて公民館で光熱費やいろいろなものを使うのが当たり前ではないかということですね。

使用料手数料の市の見直しは、オール市で教育委員会だけではありません。使用料でいただいたものを、その場所で使うということが前提にはなっていないのです。市の財政も厳しいですし、使用料をいただいたものについて、ある程度他のところに回していくことは当たり前です。

できるだけプラス2,000万円を教育委員会で公民館の光熱費や改修費に充てるような財源にしてほしいと調整しているところです。

地曳委員がおっしゃるように、2,000万円全部いただければ良いのですが、それは厳しいと思いますし、どれだけになるかは交渉次第です。

もう一つ、行革へ、私からあえてお願いしたのは、使用料をいただくということになりますので、少なくとも利用者の皆様に自分たちで出したもので公民館が変わっていくという、目に見える形でないとまずいですよと、加味していただいたつもりではいます。そういう考えでこの社会教育委員の皆さんも賛成していただいたということは話しています。

鶴岡委員 公民館運営審議会委員の立場で発言させていただきます。安藤委員と地曳委員がまさに公運審としての立場のご意見を言っていたので、非常に感激しているところです。使用料としていただいた全部が公民館のために使われるだろうと公民館運営審議会委員は思っています。逆にそうしていただかないと、利用者との信頼関係を損ねます。例えば細かいことですが、公民館運営審議会委員としては、今は点いていない蛍光灯が点くとか、そういう目に見える形で、徴収した使用料が使われということを希望しています。地曳委員がおっしゃったことが公民館運営審議会委員としては共通認識です。また安藤委員がおっしゃっていた岩根公民館にそういう運動があるということは初耳でした。

昨年12月27日に公民館運営審議会はいち早く有料化反対の要望書を提出させていただいています。公民館は単なる公共施設ではなくて、地域に根差して地域に貢献しているので、他の施設とは違います。

反対の理由を改めて4点あげてお話させていただきます。受益者負担とありますが、便益を受けるのはあくまで個人一人一人ではなく、地域全体であって、そもそも性質上有料というのはそぐわないのではないかとというのが1点目。単純に利用者の数が減る恐れがあるということが2点目。3点目は今までは自分たちが使わせてもらっているのだから大事にしようと、利用者が協議会を作って自発的に掃除し、快適に使うために活動していた気持ちが損なわれ、料金を払っているのだから、蛍光灯が点いて当たり前、綺麗で当たり前という考えが利用者の中に生まれてきてはいけないということ。最後に自律的に公民館を利用し、自発的に活動するという、市政運営の基本的な考え方に沿っていくことが厳しくなるのではないかと、ということです。

前回の公民館運営審議会の中で、社会教育委員会議で建議が出て、それを受けて教育委員会として有料化に舵を切ったという話を聞いて、そんなものか、という方もいたし、設定された金額の算定方法に疑問を持っていた委員もいました。恥ずかしながら、有料化に舵を切ったあとも、公民館運営審議会としての考え方は混乱している状態で、明日の公民館運営審議会でもた各委員から意見が出るかと思いますが、使用料をいただく限りは、目に見えた形で利用者の方たちに還元をされていかないと、地域活動、公民館活動は衰退してしまうのではないかと思います。

内田議長 鶴岡さんは一個人というだけでなく、公民館運営審議会の代表の意見としてお聞きしました。全体的な考え方についていかがでしょうか。

蘇我委員 そもそもなぜ公民館ができたのか、どのような歴史をたどってここまで来たのか、それをはっきりとつかまなくてはいけないと思っています。私の両親の年代が戦争の痛手を受けて、その痛手を受けた心の健康のために公民館が作られたのではないかと思います。今、鶴岡さんがおっしゃったように公民館は地域のためにあると思います。

公民館を使った人が、心が健康になる、心が健康になったら体が健康になり、体が健康になったら、家庭が笑顔でいっぱいになる。家庭が笑顔でいっぱいになったら、地域が良くなる。そういう意味で公民館は地域のためであって、個人だけのためにあるわけではない、というのは納得がいきます。ただ、それを今回の問題に当てはめていくのはちょっと難しいところがあるのではないのでしょうか。

一番初めの話に戻って、行財政改革大綱でなぜ議論が行われたのかを考えると、少子高齢化で先が見えてきて、税収入が決まっている中では、いろいろなところを見ていかなければならないということがあります。例えば今公民館の維持に1億円かかっていると、税収入が少なくなってくると、何もしなければ8,000万円に下げられてしまうかもしれません。そういうこと

を行革の室長は言っていました。

絶対に譲れないものと、譲れるものがあると思っています。以前、不易流行という言葉がこの会議の中で使いましたが、譲れないのは今の公民館があり続けることです。このまま16館体制でいけるのかどうか。これもこの先わからないわけです。そういうときに私たち公民館の利用者がお金を払っているということは、行革に対して意見をいうことができるということです。1億円を1億2,000万円にしてくださいという話ではないと私は思っています。

地曳委員がおっしゃるとおり、2,000万円を公民館に使ってくださいというのは絶対ですし、それをできるだけこういうことに使っていますよと、言えると思いますし、蛍光灯が切れたのが点かないなどというのは論外です。

今後、公共施設の統廃合があると思います。これは木更津市だけの話ではないわけです。そうなったときに、2つを1つにして〇〇センターにするなんてことになったら、公民館でないとだめですと言わなければいけない。譲れるところと譲れないところをはっきりと心の中に持たなければいけない。

この時代にあって、両親の時代とは違う意味で、心の健康を取り戻すような公民館を続けていくために、舵を切っていくべきではないかと思っています。

これから、お金の使い方が変だということになれば、大きな声で言えると思います。とにかく公民館を無くしてはいけません。この大事なシステムを残していくために、どうするかということを考えていかなければならないと思います。100円、200円の話ではなく、そういう時期にきているのではないかと思ったので、建議にも賛成しました。

内田議長

蘇我さんのご意見は昨年度最後に建議を出させていただいたことで、皆さんもよくご理解いただいていると思います。公民館がハコモノになってはいけません。今のようにきちんと主催事業をやり、そこには資格を持った方たちがいて、地域をリードしていく。そのためには多少の犠牲は仕方がないという話だったと思います。

全体的な考え方については、よろしいでしょうか。

それでは先に進めさせていただきます。次に部屋の区分や料金設定についてということですが、このあたりも事務局の考え方があるかと思しますのでご説明いただけますか。

事務局

事務局から、特に協議いただきたいことなど説明

内田議長

ご意見がありますでしょうか。

吉田委員

調理実習室については、ガスなどを使ったらプラスして取ってよいのではないかと思います。実費は払ったほうが良いというのが、主婦感覚ではあります。それから部屋の面積区分で気になったのは、中央公民館だけが200円が最低で、人数の少ないサークルだと負担が大きいと感じます。部屋の大きさだ

けで区切られてしまうのはどうかと思いました。どこかで区切らないといけないというのは理解できますが。

橋本委員 中央公民館は小さな部屋がないということです。中央公民館まで行って部屋を借りている人と、地元の公民館で活動している人ではちょっと種類が違うのかとも思います。なので、仕方ないのかと。

内田議長 いろいろなご意見があります。他にはいかがでしょうか。

平田委員 大きい部屋ばかりの公民館には、それなりの理由があると思います。住民の方の移動もありますし、建てた頃と人口密度も違うかもしれません。

白石委員 中郷公民館の児童図書室が100円とありますが、有料なのですか。

秋元課長 実際今の条例上では料金設定がないのですが、今後会議等で占有して使うことも考えられるので、条例としては整備しておきたいと思います。

白石委員 児童図書室とあるので、子どもが使うところが有料なのかと。

高澤教育長 児童図書室として子どもが使う場合は、無料ですが、サークル団体が使う場合は有料になります。

内田議長 調理実習室については、光熱費については実費を取ってもよいのではないかというご意見がありましたが、他に意見はございますか。

鉢村委員 私も実費を取ることに賛成です。また、部屋区分ですが、50平方メートルで区切るから問題があるのであって、55又は60にすればよいのではないのでしょうか。

内田議長 この線引きについては修正する余地はあるのですか。

秋元課長 何度もシミュレーションをしました。50円刻みにすることも考えましたが、そうすると公民館職員がお金を取る時の事務負担が大きくなるので、なるべく100円単位にしたいと考えました。もう少し検討はしてみたいと思います。

光熱費については、実際には実費をどう計算すれば納得いただけるかということがあります。調理実習室だけの個メーターがあるわけではありませんので、難しい。なので、部屋代だけにしようというのがこちらの考え方ではあります。そういうことも加味してご協議いただければと思います。

内田議長 生涯学習課としては取らなくても良いという考えですか。

秋元課長 こちらとしては、取らないほうが混乱しないのではないかと考えます。

安藤委員 主婦感覚としては取ったほうが良いと思いますが、集金業務が煩瑣になるのは困ります。

橋本委員 どのサークルがガスをどれだけ使っているのか、「調理」の稼働率はわからないですね。たくさん使うところからは取ったほうが良いとは思いますが、それがわからないなら、取らなくても良いと思います。

内田議長 ご意見を整理しますと、取ってもいいのではないかという意見が多いので

すが、取り方が難しいということなので、市の方の考え方にお任せするという
ことでよろしいですか。

賛 成

蘇我委員 今回初めてそれぞれの公民館の部屋の稼働率というのが出てきたように思
います。稼働率が良いところ、悪いところ、それぞれ理由があると思います。
民間ならば稼働率を上げるためにいろいろなことを考えてやっていくと思
います。

事務局 展示利用については、通常料金の5割という料金設定でと考えておりま
すが、このあたりもご意見をいただければと思います。

内田議長 いかがでしょうか。

榛澤委員 1日では終わらないでしょうから、良いのではないのでしょうか。

吉田委員 ロビーや廊下などの展示はどうなるのですか。

秋元課長 ロビーや廊下などの展示については公民館が団体などと共催して、広く地
域の皆さんに活動の成果を発表する場として活用するという考え方に基
づいて無料でよいと思っています。

吉田委員 30年4月1日からの運用になっていますが、金田公民館が交流センター
に移動した場合にもこの条例が適用されるのですか。

秋元課長 地域交流センターについては市民部所管になりますので、そちらで決
めていくものですが、その時に一緒に協議をしながら、公民館と格差が開か
ないようにしていきたいと思います。

内田議長 展示利用についてはよろしいでしょうか。それでは最後のところに入
らせていただきます。免除基準についてですが、資料がございますのでこの
あたりを事務局にご説明いただいてもよろしいですか。

事務局 **免除基準について説明**

内田議長 減免については皆さんご意見があるところだと思いますが、いかに
でしょうか。

安藤委員 高齢者団体については、免除にしても良いのではないかと思います。何
歳からとは言えませんが、少なくとも構成メンバーの平均年齢が65歳を超
えたら無料とか、そういう措置があっても良いのではないかと思います。公
民館は高齢者の利用が多くて、公運審でも、社会教育委員の意見でも、
公民館は高齢者で成り立っているという意見が多くありました。高齢者
団体の取り扱いを通常の団体と同じにするというのは、どうかと思
います。ただそうしてしまうと収入はほとんどなくなるかなと。

熊本委員 高齢者の問題ですが、公民館を利用しておられる高齢者は、生活に
余裕がある人が多いのではないかと思います。高齢者だから免除と言われ
るより、みんなでやろうよと言われたほうが良いのではないでしょ
うか。

- 安藤委員 そう言われると、そういうこともあるかと。
- 李委員 高齢者はお金使いきれないと思います。使うのが楽しみなのは。
- 内田議長 減免全体について、何かご意見がありますか。
- 李委員 近隣市（市外）の方の利用は多いですか。
- 事務局 どのくらい市外の方が利用しているかの統計はありません。申請者が木更津市在住の方であれば実質市内とみなすので、各サークル・団体の中に何人市外の方がいるかは、実態は不明です。
- 佐藤委員 教職員の個人的学習会は免除なしとあります。君津4市の研究会、木更津市の研究会があつて、そちらは免除になるのだと思いますが、教科によっては夜間に自主的に研修会を行っています。これは自主的な学習会という解釈になるのでしょうか。
- 事務局 個人でグループを作り活動される場合には他の団体と同じような扱いで有料になるかと思います。団体の会長の名前で申し込んでいただければ無料になります。
- 榛澤委員 市子連に加入していない子ども会は会議・研修であっても有料ですか。
- 事務局 現在のところ、そう考えています。市子連に加入していることで「組織的な活動である」ことが証明されることを一つの基準として考えています。老人会も同じです。
- 板垣委員 町内会、自治会の下部組織で、市子連に加入していない子ども会はどうなるのでしょうか。
- 事務局 町内会の中に下部組織として位置づけられている子ども会であれば、町内会長の名前で申請を出していただければ無料になるかと思います。
- 鶴岡委員 有料化に舵を切った以上は、減免が最大の関心事になります。前回の減免基準の資料よりも、明確な表現になってわかりやすいと思いますが、先ほどから話が出ている高齢者については、公民館運営審議会の意見書の中にも書いてありますが、地域で生き生きと活動されている高齢者の姿を見た地域の若い人たちがパワーをもらいますし、高齢者の方々が地域にパワーをもたらしていると感じています。老人クラブ連合会や単位老人クラブ限定してしまわないで範囲を広げてほしいと思います。
- また前回会議でいただいた資料の基準の中には「別に定める基準により」という項目がありましたが、今回の資料には書かれていません。各公民館の地域性に応じたサークルの活動状況があつて、各公民館が実情を知っているのですが、各公民館長に減免についての裁量があるのかどうか、を教えてくださいたいと思います。
- 秋元課長 今回の減免の基準を作るにあたり、各公民館長には今までの実績の中で、免除が必要と思われる団体についてあげてほしいという照会をかけております。

それがすべて免除対象になるかは別として、市全体として検討していきます。減免の前提が真にやむを得ないもの限定的な措置ですので、その上で減免の基準を決めていきます。最終的には個別の団体名を入れた表を作成し、各公民館で判断に困らないようにしていきたいと考えております。条例規則の中にすべて入るわけではありませんが、また皆さんのご意見を伺って決めていきます。

鶴岡委員がおっしゃるように年齢で減免を決めるのか、活動内容で決めるのか、いろいろな切り口があると思いますが、行政がどこまで公費で負担し、どこまでを自分たちで払ってもらうか、その線引きをどうするか。公費で支援すべき団体について、考えていきたいと思えます。

石村委員 先ほど蘇我委員がおっしゃったように、公民館が木更津の未来に不可欠なものであるという前提で、だから使用料はやはり必要だということだと思えます。でも取るならば目に見える形にしてほしいという意見もあったし、有効に使ってほしいという意見もあって、それは私も大賛成です。できれば、他の予算をこちらに回してくれるにこしたことはない、というのは皆の中にあると思えます。必要だと思うものは得てして形にならないもの、なかなかわかってもらいづらいもの。使用者サイドの見直しが必要な時期にきているのではないかと考えています。公民館が必要不可欠で有効なものだと、委員の皆さんはわかっているかもしれないですが、一般の人で関わりのない人は、そこまで公民館の必要性をわかっていない人もいます。そういう方々にも公民館の有効性をわかってもらえるように、こちらを向いてもらえるように、この機会にできたら良いと思えます。

中村委員 高齢者の扱いということですが、今公民館を支えているのは高齢者が多いと思えます。でも次の世代に引き継がなければいけないので、何でもかんでも高齢者という枠で免除というのではなく、次を支えるために、この使用料を財源として生かしてもらえれば良いのかと思えます。

公民館利用者もそうですが、公民館職員が次の世代に引き継ぐものをいろいろ開発するために高齢者からもある程度いただいて次に引き継ぐというのがよいかと思えます。

免除してもらったら生き生きするのか、(区別なく)有料の方が生き生きするのか、個人によって違うと思えます。大変な人もいれば、バックアップするために頑張るという人もいますかと思えます。私は次に引き継ぐために有効に使ってほしいと思えます。

白石委員 高齢者かどうかではなく、活動内容で進めていくほうが良いと思えます。

鉢村委員 「市や市の教育委員会が主催、共催する事業又は会議等で利用する場合には免除」とありますが、どうして市がわざわざ公民館を使って、さらに免除され

なくてはいけないのか、疑問です。

事務局 例えば、高齢者福祉課が地域で健康教室を開催するとか、行政に係る住民への説明会などです。

橋本委員 私は高齢者だからといって減免することには賛成できません。世の中は公設民営という流れで、料金を取るといのは維持管理に必要な金額の何%かを市民に協力してもらおうということですが、これが進んでいくといずれ公民館が公民館でなくなり、コミュニティセンターになって、民間委託になっていくという流れが、いろいろなところで起こっています。

このタイミングで私たち公民館を使っている人が、公民館をどう使うのか、公民館でどんな事業をやらなくてはいけないのか、ということをおみんなで考えていかないと、単なる貸館業になって公民館としての役割がなくなっていくと思います。これから5年くらいの間に考えていかないと、そのうち市の予算がなくなったからといって、民営化で委託されるとなれば・・・そこは私たちが十分考えていかなければなりません。100円、200円のお金の話ではなくて、どういうふうに公民館を生かすかということを考えていかなければならないと思います。今回がターニングポイントです。

蘇我委員 賛成です。

地曳委員 今橋本委員がおっしゃったこと、公民館をどうやっていくのかというのが大事だということです。まさしくお金をとることよりも、そのあとどうするかです。はっきりしてほしいのは、お金がどう使われるかということです。

事務局 減免の基準については、次回定例会でまたご意見を伺うことができます。

板垣委員 中央公民館のことですが、耐震性能が不足していると聞きました。そのような状態で、有料で貸し出すことに道徳的に問題はないのでしょうか。

秋元課長 耐震診断の結果が悪く、市民の安全を考えて、市の方でも早急に対応することを検討しているところです。ただ今すぐということは難しい。ただ、だからといって道徳的に問題があるということにはならないと考えます。とりあえず料金表は整備します。

高澤教育長 耐震診断結果が悪く、早急に対応しなければいけないということは、首長部局も教育委員会も同じように考えています。移転先も含めて検討調整中です。

3.11のあとに学校を優先的に耐震改修したのですが、学校も改修が終わるまで2、3年かかりました。その間休みにするわけにはいけないので、避難訓練などもしっかりやりながら使っていました。中央公民館についてもマニュアルなどを作りながら、安全確保しながらご利用いただく、という形の中で早急に対策を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。

城戸委員 使用料の減免については、申し込む人の書き方でどうにでもなるのではないかという心配と、今想定できないことが今後出てくるのではということ、各

公民館の人の判断がまちまちになるのではないか、実際に運用するとき利用者はどう反応するだろうか、ということを考えていました。

秋元課長　　今の目的外利用の判断は、全部の公民館共通のマニュアルを設けて対応しております。有料になったとしても、そういうものを作って、それを見ながら公民館職員が判断していくこととなります。各公民館に社会教育主事有資格者が配置されていて一定の法律規則、考え方は持っているものと思っております。現在もそうですが、生涯学習課も必要に応じて問い合わせには応じていきたいと思えます。

公民館の中でも自分たちで研究しながら、逐一話し合いを持ちながらスムーズにいくようにしていきたいと思えます。

城戸委員　　高齢者だから無料なのではなく、いろいろ考えていかれたら良いと思えます。

秋元課長　　活動の目的が「地域のため」の活動については免除に値するのかなと思えます。

内田議長　　いろいろなお意見いただきました。これで、議題「使用料の見直しについて」を終了いたします。

それでは、(2) その他ですが、何かございますか。

内田議長　　ないようでしたら、以上を持ちまして、「平成29年度社会教育委員会議臨時会」を閉じさせていただきます。

皆様の協力で本日の臨時会を無事終了することができました。ありがとうございました。

事務局　　長時間にわたり貴重なご意見をいただきありがとうございました。

また今後とも、本市の社会教育活動推進のため、委員の皆様にはなお一層のご支援・ご協力をお願いいたします。